

提出期限が
迫っています！

定額減税補足給付金（調整給付）

支給確認書提出期限：10月31日（木）【必着】

提出期限を過ぎた場合、給付は受けられないのでご注意ください。

給付金の概要については広報8月号や神崎町ホームページをご覧ください。

■提出が必要な方

「定額減税補足給付金（調整給付）支給確認書」（長3封筒）が届いている方

※支給対象となる方には8月14日（水）に上記書類を発送しております。

※「給付金のお知らせ」（ハガキ）が届いている方は手続き不要です。

■手続方法

送付された確認書に署名や振込先の口座情報等を記入のうえ、本人確認書類と口座確認書類を添付して、返信用封筒で提出してください。

確認書を紛失された方は再発行いたしますので下記までご連絡ください。

■問合せ 町民課税務係 ☎ 2 1 1 2

マイナンバーカードをお持ちの方

コンビニエンスストアで証明書が取得できます！

神崎町に住民登録のある方は各種証明書や住民票の写しがコンビニエンスストアにあるマルチコピー機（キオスク端末）で取得できます。取得には電子証明書付きのマイナンバーカードと暗証番号（数字4桁）が必要です。

証明書の料金は、1通300円です。役場で取得する場合の証明手数料と変わりません。
毎日6：30～23：00まで、土日も利用できます。（メンテナンス日を除く）

取得できる証明書の種類

①課税（非課税）証明書：課税額、所得金額、控除額等が記載されています。

②所得証明書：所得金額、控除額等が記載されています。

③住民票の写し

④印鑑証明書：登録されている方のみ

①②についての注意

（注1） 神崎町に住民登録のある方のみ、利用可能です。

（注2） 本人のもので、最新年度の証明書のみ発行可能です。

（注3） 毎年6月中旬ごろに年度の切り替えがあります。

（注4） 税の申告をされていない方等は、取得できない場合があります。



▶問合せ ①②について：町民課税務係 ☎ 2 1 1 2

▶問合せ ③④について：町民課住民係 ☎ 2 1 1 3